







の部分がこれであります。

第二は教育委員会及び農業委員会の任期及び定数に関する特例についてであります。議会の議員につきましては、御承知のごとくすでにその身分及び任期について特例が設けられておるのですが、同じ公選によつて選出せらるる教育委員会の委員や農業委員会の委員につきましては、従来この特例が設けられていないかつたのであります。

議員につきましては、従来この特例が設けられていないかつたのであります。議員につきましては、従来この特例が設けられていないかつたのであります。議員につきましては、従来この特例が設けられていないかつたのであります。

議員につきましては、従来この特例が設けられていないかつたのであります。

した。第九条の二及び第九条の三の規定並びに附則第十一項及び第十二項はこの関係の規定であります。

第三は都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関する特例についてであります。町村の一部の区域の住民が他の都道府県に属する町村に入りましたといふときは、その相手方の町村に對し都道府県知事が町村合併に関する意見を聞いた際に、こちら側からそ

いというときは、その相手方の町村に對し都道府県知事が町村合併に関する意見を聞いた際に、こちら側からそ

合併をし、合併後にその一部の境界の不合理の是正を行うことができるようになります。この関係の規定であります。

第六の改正点は、一部事務組合及び事務の委託に関する特例であります。

規定はこの関係の規定であります。

これがこの関係の規定であります。

の遂行を円滑に行ひ得るようにしようとするものであります。第十八条の改正規定がこの関係の規定であります。

第八は、市の議会の議員に関する事項であります。現行国有鉄道法によれば、國鐵の職員は町村議会の議員になるこ

とができるようになるものと存じております。新たに設けられる第十三条の三の規定はこの関係の規定であります。

これがこの関係の規定であります。

りますが、都道府県の議会議員の選挙区は促進法の適用のいかんを問わず、すべての市への編入や町が市となる等の関係であります。

最後に、今回の各改正の趣旨はすでに行われた町村合併についても適用すべきに先ほど申し上げました町村合併の多くは三月末日または四月一日現通りであります。第十条の改正規定及び新たに設けられるは三十七条の二の規定がこの関係の規定であります。

規定期がこの関係の規定であります。

〇中井委員長 この際小委員の補欠選定であります。第五は、現行の住民投票によつての特例であります。

第六は、農業委員会法中に町村の廃置分合及び境界変更が行われた場合の規定であります。

第七は、国民健康保険法の特例に関する規定であります。

第八は、都道府県の議会の議員の選挙区に関する規定であります。

第九は、町村合併促進審議会の審議を経て市町村の境界変更に関する特例であります。

第十は、都道府県の議会の議員の選挙区に関する規定であります。

吉田 重延君 鈴木 幹雄君

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、同小委員に

松永 東君  
を指名いたします。

○中井委員長 これより警察法案及び  
警察法の施行に伴う関係法令の整理に  
関する法律案の両案を一括して議題と  
し、質疑を続行いたします。

保安庁法と警察法の関係であります。す。これはこの機会に私聞いておきませんと、現在の保安庁法と自衛隊法はかなりその内容を異にいたしておりますので、必ずしも今日の保安庁法の適用がそのままなされると私は考えられませんで、警察法を審議いたしました過程において、自衛隊法の内容について警察との関連性を一応長官にお聞きをしておきたいと思うのであります。それは自衛隊法の三条に、いわゆる直接侵略あるいは間接侵略、その他公共の秩序を維持することのために自衛隊を設置する、こういうように日本が書いてあります。従つてその中の公共の秩序でありますが、自衛隊を必要とする公共の秩序維持の範囲は大体どのくらいまでお考えになつておられるのか。その点をあらかじめお聞きしておきたいと思います。

に、自衛隊の任務は、今御審議を願つておりますこの自衛隊法第三条に明確に規定してあります。すなわち、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが國を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。」つまり外部からの不当の武力攻撃に対して対処するとともに、国内におけるいわゆる間接侵略、外国からの不当な干渉、教唆によつて起り得べき大きな暴動、擾乱等に備えるために設けられておるのです。要は、日本の國の安全と秩序を守るためにありますのであります。警察法との関係におきましては、主としていわゆる間接侵略の場合、大きな暴動あるいは反乱であります。そこで、警察力をもつてしてはどうてい対処して得ないような場合に初めて自衛隊が部隊行動として活動することになることを期しております。

りますのは、警察法における治安維持の第一線の責任者は知事であります。県内におきましては、知事の所轄のもとに公安委員会があり、警察——これは自治警察であるか、あるいは国家警察であるか、われ々はいまだに判断はつきませんが、とにかく政府はこれを自治警察と言つてゐる、そういたしますと、自治警察であります限りにおいては、知事はやはり県内における治安の責任者であることは間違はないが、知事が要請をしないうちに、必要がある場合この自衛隊が出動するということになつて参りますと、これは少し行き過ぎではないかとわれ々は考へる。從来日本に軍隊がございましておつたのでもあります。たとえども、やはり知事が師団長に対して出動命令を要請して初めて軍隊の出動を行つておつたのであります。ところが、今度の自衛隊法を見て参りますと、そういう要請があつてもなくても、警察力が足りないと認めた場合には出動することがでけると書いてあります。そうなつて参りますと、知事の持つております安治の責任と、内閣総理大臣の持つております公共の秩序を維持することとのために出でて来る場合といふ問題との間にギャップができはしないかと私は考へる。従つてその間の連絡協調はどういう形で行わるつもりであるか、そこを一應御説明願いたいと思います。

に違つて來るのであります。一地方における場合におきましては、むろんその土地の責任者でありまする知事が判断をして要請するのがもつともあります。しかし各種の連絡を持つた大きな暴動が起る場合においては、ぜひともこれは総理大臣がそのときの情勢を判断して、出動を可能なりとする場合があらうと考えます。その場合におきましても、御承知の通り、八十五条に明確に規定しておるのであります。内閣総理大臣は、七十八条第一項または八十二条第二項の規定による出動命令を発する際にしては、長官と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせる、ここで国家公安委員といふものが大きくクローズアップされて、これに対していく／＼の連絡をとつて行く、調節をはかる、こうわれ／＼はねらつてゐるのであります。

もせんし、同時にこの自衛隊法の中に、も指示権としないで、直接出動する形が示されていると思う。従つてます國の秩序を維持することのために必要があるとするならば、私はむしろ総理大臣あるいは国家公安委員との相談の上に、一応自衛隊の出動の前には、そういう事案が起りそうだ、あるいは起りそうな場合にはこう処置すべきではないかというような現行法の指示権というものが、当然やはりここには必要ではなかつたかというようにわれ／＼は考えられるのであります。今の御説明では八十五条によつて緊密な連絡をとるとなつておりますが、單に私は緊密な連絡をとるというだけでは、こういう事態に対し対処するといふことがなかなか困難であるというよりも、むしろ非常に混乱を導くのではないか、少くとも警察力において公共の秩序を維持することができないというふうな事案は、たゞい突発的に起りましても、あるいは起らうとしたしましても、その前に全然わからぬわけではないと私は思う。むしろそれをつかみ得るのは警察だと思う。何も自衛隊がこの辺に事案が起りそうだということを、警察よりも先に知り得るということはありません。第一線は警察だと思う。従つてこういう指示権のない、いわゆる指示もしないでいいくなり自衛隊が、連絡をとるとはいひながら、出動するというようなことになつて参りますと、私は地方の第一線の治安の責任といいまするが、社会秩序の責任に当つております警察官との間に、必ずしも考え方の上においても心理的にも、あまりいい結果はないと考える。従つてこれらものの発動に

ついては、單に今の長官の説明だけで  
は、私ども納得しがたいのです。が、もう少し具体的に、そうした場合には、こうい  
う間違いのないようにして行くのであ  
るというように、ひとつはつきりした  
御答弁を聞いておきませんと、この場  
合は非常に困ると思う。それではすつ  
と先の方にあります——いわゆる自  
衛隊法をずっと読んでみますと、いろ  
いろのことが書いてある。たとえば警  
察官職務執行法の第四条の適用が書か  
れてある。そういたしますと当然出動  
いたしました自衛隊というものがある  
程度の警察権を持たなければならぬ  
と思う。そういうことになつて参りま  
すと、自衛隊と警察との間にやはり職  
権上の争いがないでございましょ  
うが、私どもはないとは限らない、いわ  
ゆる捜査その他についていろいろな問  
違いを起しはしないか、こういうふう  
に考えるのです。従つて今の説  
明だけではなくして、もう少し具体的に  
ひとつ、かりにこの命令出動の場合は  
自衛隊はどういう行動をするのである  
といふ、その行動的一面をこの際聞か  
しておいていただきたいと思うのであ  
ります。

きないというような場合においては、これは八十五条の規定によりまして、国家公安委員会との間に十分に連絡をとつてやつて行こうということでありまするから、今門司委員の仰せになりましたような摩擦その他の点は私たちはあり得ない、こう考えております。もちろんお互に提携をして行くべきである、八十六条の規定を設けたのもまたその趣旨にはかならないのであります。

○門司委員 どうも私にはつきりわからぬのであります。ただ国家公安委員会と連絡をとつてやる、こういうことであり、さらに同時に多発的に起つて来る一つの府県の範囲を越えた大きな暴動のような場合には、こういう処置をするのだ、こういう考え方であります、そういう考え方であります。でも、この七十九条のいわゆる治安出動、待機命令という条項がここにありますする限りにおいては、この七八八条の治安出動といふものについては、私はやはりどう考へてもこれは行き過ぎだと考へる以外にないのです。待機命令を出すということになつて参りますならば、その事前にやはり当該都道府県知事との間には、私は十分に緊密な連絡をとれておつて、そしてなおかつやはり第一線の治安といふものについてはおそらく都道府県の警察力といふものもそこに集中されるであろうということは、これはだれでも想像のつくことであり、またいなめない一つの事実だと私は思つ。従つて今の大臣の答弁だけでは私ども了承するわけには参りません。

この機会にもう一つこのことについて聞いておきたいと思ひますことは、第三条に書いてあります「公共の秩序の維持」というものと、それからここに書いてあります「治安」という文字であります、公共の秩序は一応公共の秩序としてわかります。今日の警察力の範囲といふものはあけて公共の秩序でございます。従つて公共の秩序の中にはいろいろなものが含まれております。それから治安と一口に申してお

ますか。治安としちゃものに何も騒ぎや力があつたり、あるいはこれを鎮圧する一つの大きな力だけが治安ではございませんで、やはり国の総合的大きな政治施策というものが治安のすべてである。言いかえるなら、国の施策自体が国を安泰にするかしないかという一つの大きな問題でありますので、従つてここに「治安出動」というように書いておりますが、これはわれくの解釈から行きますならば、やはりあくまでも社会秩序の維持の出動でなければならぬかと考えておるのであります。従つてここに書かれております治安という字句は、公共の秩序を維持するということを意味するのか、あるいはそれより以上の——さつき申し上げました國全体の治安というものは総合的施策であることに間違いはありませんが、この三条の前段に「直接侵略及び間接侵略」と書いてありますが、今までの法律を見てみると、こういう文字はほとんど使つてなかつた。大体國內の騒擾あるいは動亂という文字を使つておつた。従つて「間接侵略」という文字は、ここに書いてありますと、「治安」という言葉と同じに解釈していいのかどうか。

騒擾であり内乱であると思う。従つて概念的の言葉と実際的の言葉といふものとの開きが国民に与える影響というものはかなり私は大きいと思う。この場合の治安といふものは、三条に書かれておるもののがもう少し明快になつて一歩踏つても必要があるとしても、いわゆる国内の内乱あるいは騒擾といふときにこれが出来るというような字句に直すべきではないかとうように考えるのであります。この点についてはどうお考えになりますか。

○加藤政府委員 私から大臣にかわりまして申し上げます。

自衛隊法の第三条にはお示しのごとく「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務」とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当る、こういうふうに自衛隊の任務を規定しております。直接侵略及び間接侵略といいますのはなるほど新しい言葉でございますが、これは御承知のごとくわが国と米国との間におきまする安全保障条約の前文におきまして使われておる言葉でございまして、國の防衛という建前から考えます任務を規定いたします際には、この安全保障条約に規定しております文句をとりまして、「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛する」と書くことが適當であるうというよう考えておるのであります。

それから「公共の秩序の維持に當る」ということとございますが、これほどいうこととかといいますと、自衛隊法の各条それものところに書いてあるのでございまして、たとえばちよつとさつきお示しになりました第七十八条规定

説教であり内乱であると思う。従つて概念的の言葉と実際的の言葉というのとの開きが国民に与える影響というものはかなり私は大きいと思う。この場合の治安といふものは、三条に書かれておるもののがもう少し明快になつて、一歩踏つてもし必要があるとしても、いわゆる国内の内乱あるいは騒擾といふときにこれが出動するというような字句に直すべきではないかといふように考えるのであります。が、この点についてはどうお考えになりますか。

とかあるいは第八十条、第八十一条、第八十二条、それ／＼の内容をこの「公共の秩序の維持」という言葉で表現しております。「治安の維持」という言葉がいかがかというふうなお話をございましたけれども、治安の維持というのは現在の保安庁法の第六十一条におきまして「命令出動」という規定がございますが、この第六十一条におきまして「内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。」こういう規定を置いておるのでございまして、今回の第七十八条及び第八十一条はそれ／＼この保安庁法の第六十一条及び先ほど御指摘になりました保安庁法の第六十四条に規定いたしております「要請出動」を受け、引継いで規定いたしたものでございますので、前と同じような言葉を踏襲いたしまして、治安の維持のために特別に必要がある場合に出動するということを規定した次第でございます。

はおかしいと思う。概念的にはそういう言葉を使いますが、国内におけるものの処理の仕方としては、どこまでもここは内乱であり騒擾でなければならぬと思う。騒擾という言葉を使いまして場合には、その国のものにあらざるもの一つの外敵行為でありまして、私はそういうことが言えると思う。明らかに国土の防衛でなければなりませんし、また国民感情から申しましても私はそういうことが言えると思う。しかし間接侵略の場合には、概念的にはあるいは全体主義者の、たとえば共産党その他の内乱、騒擾を起させるということ 자체を、総括的に間接侵略とはあるておるのでありますて、事態は内乱であり騒擾であつて、国内の中において、同胞の中においてそういう騒擾が起るということであり、これを侵略者とみなすというようなものと考え方は、私はこの場合少しき過ぎではないかと思う。ここで使つて参りますますくくなりはせぬか、警察法にはどこまでも公共の秩序を維持するといふことだけしか書かれておらない。しかし警察も内乱、騒擾の場合にはやはりいつと見ておるわけには參りません。こういう概念的の言葉をそのまま法律の上に表わすということは私は日本の治安を確保するというものの考え方においては、どこまでも行き過ぎだと考へる。従つてもしこの点についての御説明等がござりますならば、私はもう一応承つておきたいと思います。

うのは、一までは二以上の外畠の國の内乱または騒擾または干渉によつて引起されますが、ところの大規模な騒擾または内亂といふことを考えておるのでござります。これは形の上におきましては内乱または騒擾ということになりますけれども、その裏に外国の侵略の意図というものがあるのであります。それで、面から見ますれば、これはあくまでわれが国の防衛である、たしかしこれを実際処理する形から見ますと、内乱または騒擾でござりますので、治安の維持というふうなことにならうかと思ひますのであります。第三条におきましては総合的に「直接侵略及び間接侵略に対する自衛を防衛する」という言葉を使つておりますけれども、實際においては「間接侵略その他の緊急事態にして、一般の警察力をもつては、治安を維持することができない」というふうに書いたのでござります。一応の御説明を申し上げます。

得か行かぬのでありますと、従つて私の方から説明的に申し上げますと、この七十九条、七八八条の治安出動といふものは、いわゆる国内における内乱騒擾ではあるが、しかしそれは警察の方から説明的に申し上げますと、このための対象より以上に出たものだと、いふように解釈してさしつかえございませんか。

○加藤政府委員 私の聞きとりようが少し悪いのかとも思うのであります。が、これはやはり国内における内乱、騒擾等でございまして、これは警察が処理すべきものであることは形の上で間違いないと思います。ただこれが一般的の警対力をもつてしては困難であるというふうな場合に——これは程度の問題であろうと思いますが、困難であるというときに自衛隊が出て行く、こういうことになるのでございまます。

○門司委員 そうだとすれば私は先ほどから申し上げておりますように、この命令出動というものはいらないと思います。要請出動だけあれば事は足ります。第一線の警察の任務を持つておりますものは、現在の場合は知事でありますので、これは二つにまたがつていいようと、三つにまたがつていいようと、知事であることに間違ありません。おのづくの知事はおのづくの立場からこれを要請すべきである。また同時に公安委員会自体は横の連絡を当然とらなければなりませんし、これをとらなくてはいけないという規定はどこにもない。とらなければならないことになつてゐる。従つて私は要請による治安出動の面だけ、いわゆる八十一条以下があれば、大体の事は足りるのではないかというように考えており

ます。そう申し上げるのは、先ほどからこの自衛隊の仕事と、それからこの都道府県の警察の仕事と、たとえば府県において緊密な連絡をとるとは書いてあります。しかし府県においては自分の持つておりまする警察力で大体問題の処理ができると考へてゐる場合でも、あるいは悪く考へれば自衛隊が出て来るかもしれない。こうなつて参りますと、やはり府県の警察と自衛隊との間に感情的にも必ずしもいいものがてきて来ない。どこまでも治安の第一線の責任者は警察であり、都道府県の知事であるとするならば、この規定は私にはどうも行き過ぎだと思う。やはり要請で十分事は足りる。だからもう少しはつきり——それならどういう規模のものがどういうふうに起るであろうと、ここまで行き過ぎだと思う。やはり要請で十分事は足ります。私はそういう想定はできていらないと思いますが、できておつたらお詫願いたいと思います。

規定しております。今度の自衛隊法におきましてはまさにこの規定の趣旨をくんで取入れたわけであります。御承知の通り外部からのいわゆる不当武力攻撃に対しでは七十六条をもしましていわゆる防衛出動が規定してある。今申し上げましたように国内の擾乱あるいは反乱とかいう場合においては、国内のいわゆる治安維持のために治安出動の命令をする。大きな事態で警察力をもつてはどういて治安を維持することができるないと認められる場合には、総理大臣は治安出動命令を出すことになつてゐる。このときにおいてもなおかつ国家公安委員会と十分連絡をとつて行くことになつてゐるのです。都道府県知事の要請の場合、いわゆる地方的事変勃発の際に、府県知事がその自分の警察力をもつて治安の処理をすることが適當と認められた場合には、要請出動をやるということになつてゐるのであります。いわゆる三段構えになつているのであります。これをもつて警察と摩擦を生ずるというようなことは毛頭ないとわれわれは考えております。

れば、やはり參謀總長が帷帳奏上の権利とでもいいますか、それを持つてないから内閣にはその力はなかつた。ところが今度は内閣がただ公安委員会と相談をすると言つておりますが、その公安委員会もその中心は大臣であります。同じ政党の中でこれを行うのであります。従つて今度の自衛隊法は明らかに日本のかつての軍隊より以上の権限と能動性を持つて来ているものであるというふうに私には考えられる。だから今のような御答弁だけでは私は満足するわけに参りませんが、さらにそれならもう一つ聞いておきたく思いますことは、出動したこの自衛隊員は出動いたしております区域内における任務というものは治安の維持に当ります。以上は、当然警察官と同じような仕事をすることになると私は思う。従つてその場合の自衛隊の権限というものは大体どのくらいまでお考えになつてゐるのか。その点をひとつお聞かせ願つておきたい。

を得なければならぬ。前の軍隊の当時におきましてはそういうことはなかつたと思うのであります。また御承知であらうと思いますが、師団司令部でありますか何でありますかはつきりとは覚えておりませんけれども、知事の出兵請求によりまして出兵するのが原則でありますけれども、師団長は便宜兵力をもつて措置することができますというような規定があつたと私は覚えております。

警察官が便服でそれを行つたときはに公安委員会に報告することが職務執行法の四条の規定になつておる。この場合にこの「公安委員会」を「長官の指定する者」と読みかえる、こう書いてある。そうなりますと、長官は明らかに公安委員会の権限を持つということになるのであります。従つてここではまたの隊員は、いわゆる警察官に属する司法権を持つことができるかどうかということになりますと、出動を命ぜられた自衛隊の隊員は、いつまでも警察官に属する司法権を持つことができるかどうかと申しますと、この点についてもひとつお詫ねをしておきたいと思います。

○加藤政府委員 警察官職務執行法の番号は印刷の間違いであります。

それから警察官職務執行法と等といふ字が入つておりますのは、御指摘になりました通りに警察法の改正がさきに出でおりますので、それに合せて警察官職務執行法とした次第であります。

それから出動いたしました自衛官が司法警察権を持つておるかどうかといふことでありますが、警察官職務執行法の規定は、司法警察権とは別なものである。全く関係がないことではないと思ひますけれども、あれ自体によりまして司法警察官としての権限を認めておるということはないのであります。ただ自衛官で司法警察官としての権限を持つております者は、警務官という制度を設けておりまして、この法律の第九十六条にあります「部内の秩序維持に専従す

○門司委員 そういたしますと少しおかしいのじやないですか。条文を追わないとおかしなところへそれで参りましたが、八十九条の規定は今も多少司法警察官としてのようなことがあるかもしれません。それ以外の者は出勤の場合に限を行使するということにいたしておきまして司法警察官の権限を行使するというようなことはございません。

○門司委員 そういたしますと少しおかしいのじやないですか。条文を追わないとおかしなところへそれで参りましたが、八十九条の規定は今も多少司法警察官としてのようなことがあるかもしれません。それ以外の者は出勤の場合に限を行使するということにいたしておきまして司法警察官の権限を行使するというようなことはございません。

司法警察官としての仕事をするものであります。あるというように考えて、ちつともさしつかえはないとは私は考えている。従つてもう一つ聞いておきますことは、今の隊内における憲兵式のものがここに書いてあります。それらのものがこの治安出動の中に含まれて出て参りますと、これが拡張解釈されて、あるいは憲兵と同じような仕事をして行きが出て参りますと、われくはその点を懸念するのですが、そういう面に對しては今どういうふうにお考へになつておられるか、御説明をこの機会にお願いしておきたいと思います。

○**加藤政府委員** 警察官等職務執行法の規定につきましては、門司さんよく御水知だと思うのであります。これに規定してありますことは、私の記憶によりますと、質問に関することと、保護に関すること、それから避難等の措置とか、犯罪の予防とかあるいは立入り、それから武器の使用について規定しております。武器の使用や質問等の関係は出て来るかもしませんが、あのもの自体は大体行政執行法を新しい時代に即するよう改めてつくられたものと私は思うのであります。司法警察的な事柄として法律としてつくりられたものではないであらうと考えております。それから警察官が非常に拡張解釈をして昔の憲兵のようになりは

も記憶いたしております。私どももまたたく同様に、この点につきましては慎重な配慮を加えなければならぬと思つております。この警務官といふものは昔の憲兵とは違うところから出發をしておりますのであります。申しますのは、都内の秩序維持の権限を持つておるのであります。國稅局における國稅警察官でありますとか、郵政省における監察官であるとか、そういうふうな大規模な集團におきまして、特別な仕事をやっておる部内の秩序の維持につきまして専門的な者を、部内に置く必要がある。そういう者と同じ考え方から警務官といふものを規定いたしておるのであります。この法律をお読みみくださればわかります通り、この権限を行使いたしますのは、九十六条の第一項の一號から三号までに書いてありますする通り、今度法律が改正になりますと、防衛府の自衛官でありまするが、防衛府の自衛官その他の職員の犯した犯罪または職務に従事中のこれらの者に対する犯罪、それが第一号、それから「自衛隊の使用する船舶、航空機、營舍その他他の施設内における犯罪」または第三号「自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪」これだけのものに限定をしております。しかも今度の第九十六条は現在の保安官法の第七十七条に相当する規定でございますが、特に新しい九十六条におきましては、「自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪については、政令で

定めるものを除き、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行なう。「政令で定めるものを除き」という言葉を特に入れたのでござります。この趣旨は現在も保安庁法の七十七条によつて、警務官の制度を設けておりますけれども、この警務官の権限の行使について国家地方警察及び自治体警察並びに海上保安庁の方と協定を結びまして、あくまでもこれら警務官は部内の秩序維持に専従するという趣旨を貫こうという建前からであります。それで、この保安庁法の七十七条の規定そのものからいたしますれば、保安庁施設内における犯罪等について警務官がやるようになるのであります。それで、それと協定によりまして、保安庁の施設内における犯罪は、これは国家地方警察、または警備官の中の警務官として指定されておる者がやるけれども、施設外ににおける犯罪は、これは自治体警察の協定をつくております。その協定の趣旨をさらに政令ではつきりしたいという気持で、今回九十六条においては、今までの七十七条にないところの「政令で定めるものを除き」という規定を入れたのであります。御心配の点は十分わかるのであります。私どもそういうことのないように一層努力をして行きたいと考えておるのでござります。

ありますか。ここは非常に重要なところですが、少くともこの問題が治安出動時の権限になつておりまして、そのときに公安委員会が無視されて長官の指定する者に報告をすればよいということになりますと、結局形は二本建になります。これは私は警察行政の上からいつてあまりいい形ではないと思ひます。やはり当該公安委員会がそこにありますから、公安委員会がここに何らかの形で出て来ませんと、自分の所轄いたしております範囲内に起つた事犯は——自衛隊のやつたことは自衛隊が始末するのだということになると、あまりいい結果にならぬと思います。公安委員会を無視したような形でされども、この場合、どうしてこれはこういうことになつておりますか。

災害については、療養その他の給付を受けるようとすれば、やはりここで公安委員会というものがこういう事犯のあつたことは知つていなければならぬと思う。だからこれが単に出勤された自衛隊だけでものを片づけて行くといふことになると、これは自治法等の規定はどうなつて行きますか。自治法の規定においては、私が申し上げましたように、明らかに警察に協力するいは援助して災害を受けた者には、療養給付その他をしなければならないといふ明確な条文がある。この自治法の関係から申しますれば、当然当該公安委員会が取上げるということが順序だと思う。従つて警察官に援助した者の災害については地方公共団体が補償するが、自衛隊に援助してけがをした者はけがのしつばなしになつてしまふ。こういうことはあまりいい形ではないと思う。この辺のことを考えて参りますと、やはり公安委員会が知つていなければならぬらうと思う。その点についての考え方があるもつぶお聞かせ願いたいと思う。

○門司委員 私はそういうことはないと思う。やはりここで治安の維持のために、たとえばこの出動はかつてな出動であろうと——かつては出動というと少し言い過ぎるかも知れませんが、かつてな出動であろうと要請の出動であろうと、この八十九条の規定はやはり同じだと思う。そうするとどうしてもそういう事犯は起ると思う。それは起らなければならぬと思う。その場合にさつき申しましたように、警察官に援助をすればがをしてもめんどうを見てももらえるが、自衛隊に援助をしてけばをしても、めんどうを見てもらえないということになると、これは非常に困ると思う。だから警察法との関係を申し上げれば、やはり当該公安委員会に報告をするとして、そうして当該公安委員会の責任においてそちらかの形で附則か何かに入れてもらいたい。これは自治法との関係を考え参りますと、どうしてもそういう規定がなければぐあいが悪いと思うが、あなたの方はそれをどうなさるのか。私どもの考え方から行けば、負担は大きくなりますが、しかし当該地域内における住民の災害でありますので、あるいはその区域を所轄しておる公安委員会の負担にしていいのではないか。もしもそうするならば、やはり報告の義務は公安委員会に責任を持たせておかなければ、そういうことはできないはずである。それができないといふような形を入れてもらうか、あるいは自治法を改正して自衛隊の出動に専

ても、協力した者が災害を受けた場合  
はこういう補償をするということを書  
いてもらうか、どちらかにしてもらわ  
ないと、自治法との関連が非常にまず  
いと思う。こういう点についてどのように  
うに考えておるかお答え願いたい。

○齋藤(昇)政府委員 私からお答えし  
ますが、この警察官等職務執行法の第  
四条の避難等の措置、これは警察がや  
りました場合に、これにもし費用がい  
るとすれば、その警察の所屬の費用で  
払わなければならぬ。現行法で言い  
ますならば、國家警察がやりました場  
合は、これは国が払わなければならぬ  
い建前になつておる。自治体がやりま  
した場合は、自治体が払わなければな  
らない建前になつておる。これを自衛  
隊がやりましたならば、自衛隊が払わ  
なければならぬということになつて来  
るわけであります。ただいま御指摘に  
なりました自治法の規定は、自治体の  
警察に対して一般の人が協力をしてけ  
がをしたという場合には、その補償は  
自治体、国家地方警察に対してやつた  
場合には國、こういう別の法律があ  
りまして、その法律を受けてそういう  
場合には自治体が払うということとのさ  
らに裏の規定として、自治法に書かれ  
てあるわけであります。たしか海上保安  
官官に対して協力をして、そうしてけ  
がをしたという補償は、國がやりま  
す。従つて自治法には書いてございま  
せん。自衛官に対して協力をして、も  
しけがをした者についても國が補償をし  
するという法律ができますならば、そ  
れは國が補償をするのであつて、依然  
として地方自治法の方にはその関係は  
現われて参らないのです。四条の規定  
で公安委員会に報告するとあります

員会に報告しろという趣旨でありますから、警察官のやつたことに付いてかくくの処置をいたしました。同様の趣旨において自衛官がやりました場合には、その自衛隊の管理責任者またはその代理者に報告させることを、その管理者たる公安委任者おる、かように考えます。

○門司委員 私は、法律的にずっとしやくし定規に考えれば一応つじつまは合つております。自衛隊がやつたら自衛隊の長官あるいは長官の指名した者に報告するということは、一つのその隊の秩序としてはこれでよいと思う。しかし他の関連性でありますて、同時に住民の一つの福祉の問題であります。先ほどから申し上げておりますように、こういう出動をした場合に、大体事犯が起るのでありますて、普通の場合は自衛隊が出て司法権を使つたりあるいはいり／＼する仕事はないのでありますて、従つてこれに協力するといふことはあり得ないと思う。出動の場合においてのみそういう事犯が起るとと思う。従つて出動の場合にそういう事件が起つたときに、これをどう处置するかということである。あなたのようないふ考え方であるとすれば、この自衛隊法の中に、この自治法の規定と同じような規定を入れるか、あるいは自治法にもう一本それを入れるかというこの二つの問題が私は現われて来ると用う。だから今の齊藤君の答弁だといふならば、この次の機会に、今ここでもう一度もんでもらつて、自治法にそういう規定を入れる用意があるかどうか確めて

みまなければならぬ。これは同じじ  
に警察に関連した、公共の秩序を維持  
することに関連して、その地方の住民  
が一方で協力して恩恵があり、一方に  
協力した場合にその規定がないということ  
になれば、われべくとしては法律  
をこしらえる上からいえば、そういう  
ことを見のがすわけに行かない。これ  
はどちらかに入れてもらわなければな  
らぬ。私が申し上げますのはそういう  
事犯が起つて参りますので、勢いこの  
場合に当該公安委員会なりがすべての  
権限を持つておるというような形にし  
て、そういう不都合な問題の起らぬよ  
うにして行きたいというだけである。  
だからそれはそれでよろしいのであり  
ます。今の齋藤君の御答弁なら、この  
次にはぜひこの委員会に自治局長官に  
来てもらつて、あるいは木村さんの方  
でそういう条項を、自治法に入れてな  
くとも私の方にそういう規定を入れる  
という御意思があれば、それでもけつ  
こうでございますが、その点どうなん  
ですか。

○中井委員長 どうですか、大分質疑をお続けになりましたが、中井徳次郎君から発言の要求もありますから、一応この程度にして中井君にお譲りになつてはいかがでしようか。

○門司委員 私はあとと八十三条、八十二条、八十三条の規定をまだ聞いておりませんので、せつかくの委員長の言葉でございますが、この条項をもう少し確めておきたいと思います。

○中井委員長 どうでしょう、願わくは大臣が出席しておられますから、大臣にお聞きになるようなことをまず集中してお聞きになつたらいかがでしよう。

○門司委員 大臣に聞くようなということになると、委員長にその範囲を指定してもらいたいと思ひます。

○中井委員長 こまかい問題は人事局長がまた次に出て参りますし、大臣が出ておりますから願わくは大臣との応答になるような質疑を進められることを希望いたしました。

○門司委員 それは私ははなはだ委員を侮辱した言葉だと思いますが、もし委員長のそういう言葉があるなら、ここで大臣にどういうことを聞けばいいかということを承りたい。私は大臣からすべて答弁をしてもらえば大臣の方が多いのです。加藤君が答弁したからといつて加藤君は人事局長です。この法案審議の責任者ではございません。

この法案の審議の責任者は大臣であります。従つてこれからすべて大臣に答弁をしていただきます。私は先に断つておきますが、大臣にお聞きすることを申しますが、かわりを許しませんからどうかそのつもりで。

○中井委員長　門司君に申し上げます  
が、ほかにも質疑の希望者がおりますから——あなたの御質疑を決して中途にしておやめくださいというのではありません。しかしながら一人の御質問だけであり長くなりることは、他の諸君の質疑ができぬことになりますから、少しはお譲りになつてもよからうかといふ趣旨で申し上げておるのであります。

○中井(徳)委員　私が尋ね申し上げたのは、門司さんの質問が済みましてからでけつこうであります。

○中井委員長　門司君、中井君はあなたの質疑のあとでよいということでありますからお進みを願います。

○門司委員　それでは大臣にお聞きをしますが委員長の気持も十分わかりますので、そう長く一人で申し上げることは避けおきたいと思います。要請出勤と災害派遣の場合でありますが、要請出勤の場合は明らかに一つの大きな内乱、騒擾に匹敵するものの場合であります、それから災害の場合におけるものは出勤と書かないで、ここでは派遣といふ文学を使つております。従つてあります、「天災、地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請す

従つてこれも第一線の災害の場合のいろいろな処置をいたしておりまする警察官との関係におきましてお聞きをしておきたいと思います。この場合は都道府県知事であります場合には警察官のすべての責任とは申し上げませんが、一応当該都道府県における公安委員会が、その所轄のもとにありますので話がわかるのであります。が、その下の「政令で定める者」と書いてありますのは、一体何を指して政令で定める者ということが書かれてあるのか。やはり要請出動の場合と同じように、この場合は都道府県知事でいいのじやないか。災害の場合に自衛隊を派遣しなければならないほど大きな問題になるならば、当然これは当該治安の責任を持つておりまする知事が要請すべきものだ、こう考えておりまするが、この場合の政令で定める者という範囲は一体どの範囲ですか。

行政警察権との競合がかなりたくさんあると思います。従つて知事の要請権をするように、司法権の発動、いわゆる災害派遣でありますから、この場合も單に行政処置だけではなくして、おそらく司法権の発動を見なければならないようなことが私はたくさんあると考える。従つてそういう天災、地変のときのいわばひとつつの騒擾でもなければ動乱でもございませんが、それにはどういうふうに持たせるつもりでひとしい混乱の状況のときには、私はおそらく行政処置だけでは満足されないとと思う。この場合の警察とのつながりはどういうふうに持たせるつもりであるか。これを読んでみますと、警察とのつながりはちつとも書いてないのです。ですが、当該公安委員会並びに警察との関連性はどういうふうにお持ちになるつもりであるか。

は、八十六条の規定というものは公安委員会ということは書いてないのですが、まして、遺憾ながら都道府県知事あるいは市町村長、そう書いてあります。う。だから治安の責任は、やはり公安委員会が持つてありますので、この場合も公安委員会との連絡性がなければいけないのではないかということを先ほどから申し上げておるのであります。八十六条の規定には、明らかに連絡するということは書いてあります。が、これには知事と市町村長という、当該治安の責任者でなくして、行政の責任者が書いてあります。だからそういうことを書いてあるのであります。もう一つつ込んでお答えを願つておきたいと思います。

は思いますが、その点はどうであります  
しようか。  
**O木村国務大臣** その点につきましては、八十五条において「第八十一条第二項の規定による出動命令を發するに際しては、長官と國家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。」この規定を設けまして、連絡をとることになつております。  
**O門司委員** 命令出動の場合と要請出動の場合であります、少くとも要請出動をいたします場合は、命令出動の場合よりもむしろ地方の公安委員会とりましては重大な時機であり、しかもそれが先ほど申し上げておりますようにすべての建前でなければならぬと考へる。国が出すときには国だけですかつて相談して出す、要請された場合には八十五条で緊密な連絡をとればいいのだとすることが書かれておりまます。こうなつて参りますと、**国家公安委員会**は、国の非常事態に対しても、これはむろん國全体の非常事態ではございませんが、こういう知事の要請、それから國が考えた場合の出動等に対してもはほとんどんばさじきに置かれるといふほどではございませんが、八十五条で連絡をしなければならないと書いてあるから、あるいは連絡くらいはあるかもしれません、これでは國家公安委員会のこうした公安に対する責任というものが、いかにも薄いようになりますが、やはり第一線の治安の責任を警察が持つております限りにおいては、都道府県知事の要請がありましては、総理大臣は自分の所轄のもとに公安委員会があるとは言えるのであります。從つて総理大臣が知つておればそ

れでいいのではないかというりくは、一応成り立つかもしれませんが、しかるで、実際上の警察の運営というものはやはり公安委員会でやつておりますの公安委員会にたゞ緊密な連絡といふことでなくて、この場合は公安委員会との間で協議して、要請のあつた場合には内閣総理大臣はやはり公安委員会に相談してこれを出して行くといふように、単なる連絡というような申証的なものでなくして、もう少し国の公安委員会といふものに権限を持たせた方がいいのではないか、こういうようになります。また同時に公安委員会を尊重した方がいいのではないか、警察法の建前からいえばわれくはこう言ひますのであります。その点に対する長官意見の御意見がござりますならば、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

○門司委員 その次にこれはごくこまかいことでございますが、ここに書いてあります「海上における警備行動」であります。海上における警備行動につきましても、今日の事態からいいますと、これも制限はあるのであります。が、同時におのずから任務は違つてはおりますが、しかし港湾を持つておりますところにはおのづかれて、海上に對しましては、警備権の発動ができるようになつております。従つて海上におけるどんな警備行動等につきましても、ただいまにありますこの条文だけでは、八十二条に「長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣總理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。」こう書いてありますから、私この条文についてとやこうは申し上げませんが、この場合に水上警察を持つております警察との関連性であります。これが自衛隊の任務でありますから、私この条文についてはどういうふうにお考えになつておりますか。もしかせをお考えがござりますならばひとつお聞かせを願つておきたいと思います。

に必要があると認める場合には、海上保安庁等に対し協力を求めることがであります。そういう規定を設けておりませんから、相互の間に緊密な連絡をとつて行けるものかと考えております。

○中井委員長 中井徳次郎君

○中井(徳)委員 同僚門司委員から詳細な御質問がありましたので、私はこまかいことは省略いたしまして、基本的なことで一点だけ、ひとつ保安隊長官の率直な御意見を伺いたいのであります。

それは御案内の通り、現行の警察制度ができましたときには、まだ警察予備隊というものがありませんでした。従つてその変身であります保安隊もなかつた。また今度あなた方が自衛隊という名前になさるうとしてやつておられます。それもなかつたわけなのであります。従いまして、私は先般犬養前国務大臣にお尋ねしたのですが、現在の警察制度はそういうものがないものとして組み立てられておるのではあります。そこで東京におきましては人口二百二十名に一人の警察官、いなかにおきましては千名に一人、大阪におきましては三百五十名程度に一人、中小都市では六百五十名程度に一人というふうで、いわゆる内容は現在あります警察予備隊あるいは保安隊、実はそういうものも含めたような任務を持たして、あの警察制度はできたと私どもは考えておるのであります。そういう意味から言いますと、今回の警察制度の改正によりまして政府は大いに経費の節約を叫んでおる。私はこの間犬養さんに、そんなことはあつたりまえの話だ、あなたの方が五年間ほつておいたのはけしからぬ、予備隊はますから、相互の間に緊密な連絡をとつて行けるものかと考えております。

せ、大阪の警視庁何名減らせといふうなお尋ねをしてあるわけであります。過去の政府のこういうするいやぢら方にについていまさらとやかくは申しませんけれども、そういう点から見まして、今や警察予備隊は保安隊になり、さらに自衛隊になる、それがこの間からたび々問題になつておりまするよう海外への派兵は絶対やらない、従つて任務は間接侵略と直接侵略、こういうことになりますると対象はおのずから明らかであります。今の保安隊は昔の軍隊ではないということになつておりますし、われくも大きくなるのに反対をいたしておりますのであります。が、しかし保安隊として計画を立てられるに際しても、昔の軍隊などに比べますと非常に簡単な計画だらうと私は思ひます。昔の軍隊でありながらも、あるいはソ連とやらなければならぬかもしけぬ、あるいは蔣介石政権と戦わなければならぬかもしけれぬ、八方見合しての軍事計画というものが、毎年々々立てられておつたようですが、自分の考えは持つておりますが、これが最近是非常に簡便單であります。いわば敵はきまつたが、一応はそういう形で進んでおられると思う。しかも海外派兵はやむをえかしい努力を要せらずしてできることになりますと非常に範囲が狭くなる。従つて今のあれだけありますものによつて、日本の内亂あるいは間接侵略などに対しても、私は今まで敵だと判断するよ

○木村國務大臣 ただいま御質問の御  
氣持はよくわかります。しかしここで  
非常にお考えを願いたいことは、何が  
ゆえに今度自衛隊をつくつて直接侵略  
に対し対処することになるかということ  
とであります。いろいろ問題の考え方  
はあります、たゞいまの世界情勢  
は、一時平和のきさしが来ていること  
は御承知の通りであります。われく  
もこの平和がいつまでも続くことを心  
中から希望するのであります。しかし  
ながら現実の事実としては、私はなか  
なか容易ならぬものがあると考えてお  
ります。しかも日本周辺における軍事  
配備その他を見ますると、われくと  
いたしましてはぜひとも日本の国力の  
許す限りにおいて、日本の防衛体制を  
立てて行かなければならぬということ  
をしみく考へるのであります。申す  
までもなくたゞいまは日本の國力が思  
うように参りませんので、日米の間に  
安保条約を締結して、アメリカの駐  
留軍と互いに手をとつて日本の防衛体  
制を立てて行つてゐるわけであります  
。この防衛体制が万一くずれるとき  
において、日本がどうなるかというこ  
とをわれくは十分認識しなければな  
らぬ。現在極東方面において、少くと  
も日本を中心として平和を保つて行け  
るというのは、私はいわゆるバラン  
ス・オブ・パワーだろうと思う。これ  
によつて平和が保つて來ておるのだろ  
うとわれくは考へておるのであります  
。力関係であろうと思う。この力関  
係が一たびくずれると、私は容易なら  
ぬものがあると思う。従つて日本の防  
衛体制だけはどうしても立てて行かな  
ければならぬ。この氣持が私から常に  
離れることができないのであります。

しこうしてアメリカの駐留軍にいたしましても、これをいつまでも日本に駐屯させておくことはできぬという気持は、われくはよくわかるのであります。わかるけれども今ただちにアメリカの駐留軍全部が引揚げるというようなことになりますと、それこそ日本の防衛体制がくずれる。ひいてはアジアの防衛体制はくずれる。従つて世界の平和はどうなるかということになるわけでありますから、アメリカといたしましても早急にこれを全部引揚げるというようなことは、とうていあり得ないことを私は考えております。しかしさくとも、ある部分については日本の自衛隊の増強に相呼応して、幾分か引揚げることになるのじやなかろうかと考えております。これがわれくとして、自衛力漸増方針に基いての考え方であります。そこで今申し上げました通り、自衛隊の将来の主たる任務とするところは、不時に外部から来る武力攻撃に対して対処し得るよう、これが主眼の目的であります。と同時に国内における間接侵略、すなわち外国からの不当な干渉、教唆によつて日本に起るべき反乱、大動乱とかいうことの備えをしよう、これが任務であるのであります。しかし内部に起る事柄については、これの主たる行動というものをは、さつき門司委員からくるお述べになりましたように、これは国内の関係であり、主として日本人そのものであります。これに対して、ただちに自衛隊が出動して鎮圧するというようなことは望ましくないのであります。何とこも自衛隊は外部からの不当な侵略に対して、主としてこれに当るということが任務でなければならぬ。それを

軽々しく自衛隊の動かすところなどは、私は決してあつてはならぬと考えております。これは警対力でもつて、できる限り対処すべきものであります。さらに進めて言えば警対力を用いたりしてさよくなすことのないようになります。いわんや事あるごとに自衛隊を出動させるというようなことは、私はとんでもないことだと思います。最悪の場合、やむにやまれぬ場合に初めて自衛隊が出動すべきものであると考えておるのであります。そこで警対との關係でありますから、われく国内情勢を勘案いたしましてもやはり相当警戒すべきものがあると考えております。そこで自衛隊ができれば警対力を減らせばいいのじやないかというような御論議は一応は出ますが、私はそれは相当考えなくちやならぬと思います。今申しました通り、主なる任務が自衛隊と警察とは根本的に異つておるのであります。自衛隊が増加するから国警の方を減らせというようなことは、早計であろうと私は考えております。やはり日本の国力の許す限りにおいては、自衛隊は漸増的にこれをふやすとともに、警察もしつかりしてもららう。今申し上げました通り、国内で起るさような不祥事に対しては、どうしても警対力でもつてこれを取締つて行くといふこと、すなわち双方相まって日本の治安を維持して行く、ひいては日本の平和と自由と安全を期して行こうといふのがわれくの念願であります。警対力を、自衛隊があえたからといってただちにこれを減らすというようなことは、私としては少し行き過ぎじやないか、こう考えております。

○中井(徳)委員 御意見のほどはわかりますけれども、認識の点におきましてやはり私どもはどうしても納得できぬ点があるのです。大臣も國力の許す限りという言葉を二度も三度もお使いになりました。私が心配いたしますのはそれあります。また先ほど門司さんの御質問に対し、消防の話が出ました。こういうものでもつてござといふにどうこうするというふうなことは、これはちと私は飛躍したお考えであろうかと思うのであります。消防はもとより自然に対する防衛であります。はつきり申しますが、消防隊員の中には、共産党員だつてたくさんおります。私もよく知つております。またそういう革命行為というものについて、この間もいろいろお話をあつたのですが、現実に成功いたしておりますのは、第一次世界大戦のあととのソ連とか、さらに第二次世界大戦のときの中共、あるいはデニコとかルーマニアとかいうふうなものであります。その間の途中においては一つもそういうものは成功はいたしておらぬ。中国には中共というものがございましたけれども、これはあの国の広大な面積から申しますると特殊な地位、しかも実際そういうものが成功する場合には、あなた方が管轄しておられる保安隊とか、先ほどから言われた消防隊だとか、警察そのものとか、そういうものの内部崩壊といいまする現在の日本の客観的な情勢から見まして、今のお話は保安隊を増強せよ、あるいは保安隊は必要であるというふうな御意見としては受けれると思います

が、それを推し進めて警察にまで持つて行くということについては、私はどうふうにすることによる欠陥といふことを、やはり皆さんが深く認識していらっしゃる。私も納得できない。私は警察をそうしたいたいと思うのであります。日本の過去の政治がよかつたというふうな政治がどこに欠点があつたか。あれだけの戦争をして負けました。これにはお考えであれば、これはもう何をか言わんやであります。私どもは過去のわんやであります。わんやであります。ただきたいと思うのであります。日本は過去の軍備をやつたとか、力一ぱい張り切り過ぎて休むひまがなかつた。軍艦だけはいろ／＼な欠陥もありましたけれども、その中にはやはり國力不相応に軍備をやつたとか、力一ぱい張り切り過ぎて休むひまがなかつた。軍艦だけは世界一ではあるけれども、住宅とか道路とかいうものは、明治以後ちつともつきりしたものは軍と警察でありました。かわっておらぬ。あなたの御郷里に行つてもおわかりだらうと思う。そういうことは私はどうかと思う。明治維新からう中央集権的な——中央集権の最もはつきりしたものは軍と警察であります。そういうものを作りはつきり出します。そういうものをあまりはつきり出すことは私はどうかと思う。明治維新後の日本の八十年の歴史を静かに考えて、私はどうしてもならないような気がするのであります。あなた方はどうがするのであります。あなた方はどうしてもやらなければならぬといつては、それは國民を納得させただけの十分の事態が起つて来なくては私はいけないのだと思ふ。今全国の平和な市町村に対する警察法の改正案は非常に波乱を巻き起している。こういうものに對する人の考え方は、またやはり昔の警察になるんだらう——事實はならぬ」とおっしゃいます。私も公安委員その他のありますから、昔のような暴力警察

察にならぬだらう。またなつてはたないであります。へんでありますけれども、そういう話がすぐ出るということ、この民心の動向、それから日本の旧態依然たる、中央集権をやればあつさりと行くという非常に安い、民主主義を安い歩み歩むという考え方、これについて私はどうしても納得できないであります。そういう意味において、この警察法について二箇月間説明を聞きましたけれども、その根本の建設において首肯できぬものがあるのであります、ここに点について小坂さんの率直なる意見を伺つてみたいと思います。

うことににおいては、一方においてそれだけの費用を、お話をのような住宅でありますとか、その他の民生安定関係の経費に入れることができる、こういうことがあります。何も現在の機構がでさえれば、それでもう未来永劫全然その制度について改正を考えることは必要ないというお考えは私どもも了承しかねる次第であります。

○中井(鶴)委員 今のおげ足をとるような御答弁じや困る。どうしても中央集権になるというのが二月御質問申し上げたわれくの結論なのであります。

それからまた財政の問題に触れましたが、何も現在のままで行くという意味じやなく、ますく節約すべきものは節約しなければならぬという気持であります。ただ先ほどからお尋ねいたとしておるのは、この警察制度を改正する根本の理由として、極右、極左の活動ということは言えないと思います。極右の方はあまり大したことではない。おそるべきものは極左である。その極左については、私が先ほどから言いましたように警察予備隊、保安隊といいうものがあるじやないか。警察がそういうものに治安の上からタッチすることももちろん必要ではあります、それにもわれくの解釈から限界があることは、過去のあれだけ強力な警察でも、ああいう思想的なものについてははちやんと限界があつたことは、過去の歴史が証明している通りであります。そこで、保安隊も自衛隊にするわ、警察も大改革するわ、なぜそんなに両方一挙にやる必要があるか、やらねばならぬか、そういうことなのであります。

○小坂國務大臣 私の答弁が足りなかつたかもしませんが、要するに日本は敗戦後に諸制度を根本的にかえたのあります。これは占領軍の治下においてかえたのであります。今独立いたしましたて、占領行政下のわれくのいろいろな体験にもかんがみ、国民の動向をも察知いたしまして、われく日本にふさわしい諸制度をつくりたい、こういうことが諸種の改革の根本であります。またそうしたことのほかに、内外の情勢というものを勘案いたしまして、独立国日本にふさわしい諸制度をつくる、これはわれく政治家に与えられたる職務である、かように考えております。

○中井(徳)委員 もうこれで質問をやめますが、占領下にできたものであるから、日本独特の、日本の国情に合つたものと、こうおつしやる、しかしこの点も問題があります。いくら占領下のものでありますても、いいものはやらねばならぬ。またそれだからこそ戦いにも負けたのであります。そういうものはそんな短かいものじやありません。私はもつと深く民族の過去、将来を考えて判断をしてもらいたいのです。占領中のものでぐあいの悪いことは確かにありますけれども、警察法のようなものはむしろやり足りなかつたと思う。一ぺん民主的に日本全国を自治体警察にして、その上に立つて考へてみたらどうだ、実はそういうふうな考え方を持つておつたのです。途中でしり切れとんぼであります。

なりまして、もともとどすような策動がその当時から行われておつたのじやないかとさえ私は考へておるのであります。私の質問ははなはだ幼稚で、あるいは単純で、原則論的であるかもしませんけれども、このことは日本の民族の総ざんげというか、再出発のためには、そう簡単に戦争に負けたからであるというのじやありません。日本人の世界に対する物の考え方をどうするかという基本から、人間の生命を大事にするとか、あるいは人権を擁護することをわざ／＼きつくいわねばならぬところに過去の日本の恥があつたと思う。それにはどうも小坂さんと基本的に意見が違うのではなはだ残念でござりますが、以上にしておきます。

○中井委員長 西村君。

○西村(力)委員 治安が乱れる想定と

いうものは以前まではどういうぐあいに考へたか。とにかく命令出動以外に保安庁のもとにおいてあれだけの訓練をされたのであるから、外部からの侵略と内部からの間接侵略といふいうものが今後常に同時に発生する、こういう認識に立つておられるのかどうか。

○木村國務大臣 お答えいたします

が、必ずしも常に同時とは考へております。しかしそういうことの発生を見るのは災害とか騒乱とか、その他の緊急事態

○西村(力)委員 ちよつと小坂国務大臣にお尋ねしますが、警察法の第七十

条の灾害とか騒乱とは考えられます。

○西村(力)委員 ちよつと小坂国務大臣

事態こうありますが、その他の緊急事

態というのは、結局自衛隊法案の防衛がその当時から行われておつたのじやないかとさえ私は考へておるのであります。私の質問ははなはだ幼稚で、あるいは単純で、原則論的であるかもしませんけれども、このことは日本の民族の総ざんげというか、再出発のためには、そう簡単に戦争に負けたからであるというのじやありません。日本人の世界に対する物の考え方をどうするかという基本から、人間の生命を大事にするとか、あるいは人権を擁護することをわざ／＼きつくいわねばならぬところに過去の日本の恥があつたと思う。それにはどうも小坂さんと基本的に意見が違うのではなはだ残念でござりますが、以上にしておきます。

○中井委員長 西村君。

○西村(力)委員 私は大臣に答弁を求

めておるのでありますと、長官の御答

弁はどうもはつきりしませんし、大臣

からはつきりと、もう一度お願い申

上げたいと思います。

○小坂国務大臣 その他の緊急事態で

ござりますので、ここにあげられてお

ります。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらなもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れすると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらなもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れすると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらなもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れすると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらなもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらなもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

て来るのじやないかと思ひます。そ

れると、國家公安委員会が勧告に基

いて緊急事態の布告をするのだから、

その性格そのものを疑わざるを得ない。

○大矢委員長 大矢君。

○西村(力)委員 そうしますと、防衛

出動の待機命令も保安庁の長官が出

す。そういう場合には相当機密的のも

のじやないかと私は思ひます。それ

は機密でなくて、おおづびらのもので

あるかどうか。今後何か機密の法案も

出そですかから、ます／＼機密になつ

どうしてつくるか、それは今改めた方が  
がつくれるのか。あるいは現在におい  
て能率々々と言つて犯罪を検挙するた  
めに、善良な国民がどれだけ犠牲にな  
つておるか。能率をやたらに上げること  
とは住民に迷惑を及ぼし、住民の基本  
的な人権を非常に蹂躪した結果におい  
て能率が上がるということは、かえつて  
無意味ではないか。そのことは別とし  
て、住民の協力を得られるような態勢  
はどうしたらよいかということ——私  
は今完全なものとは言いません。し  
ばしば齋藤さんから説明のあつたよう  
に、自治体警察と国家警察の二本建、  
あるいは人事の交流、あるいは連絡、  
その他いろいろな点において改める意  
思が、まだ日なお浅いから、あるかもし  
れませんが、それがあるならば、そのを  
欠陥を補うように努力する。どうした  
らできるか、もつとほんとうに獨に当  
つておる人が、あるいは地方の住民が  
あるいは専門家との間ににおいて、それを  
よりよくしようとする努力をせずに、  
ただ一拳にして一つの中央集権的にや  
つて来て、命令一下どうでもできると  
いう物の考え方は——ことに小坂さん  
がこれを担当してやろうというのです  
が、小坂さんは官僚とは思わない。私  
は前の法務大臣にもそう言つたのです  
が、あなたの手元でやられるというこ  
とは、お父さんが泣きますよ、こう言  
つたことがございますが、こういうこと  
とを一体どうして考えるか。木村長良  
は同じ治安に対する責任大臣でありま  
すから、一体どうすれば住民の協力が  
得られるか、この点です。いわゆる  
自治体警察を廃止して国警一本化す  
て——國警も自治警と言えば、それで  
もよろしいが、あの人配置から、命

令系統から、こういう非常事態をただちに総理大臣がやれるような機構で、はたして住民の協力を得て治安がほんとうに守れるかどうか。こういうことについて、これははなはだ抽象的なことかもしれませんけれども、私の問わんとするところは、どうしたら住民の協力が得られるか、この法を改正した方がはたして協力が得られるかどうかということを、治安に関係のある大臣だから、特にあなたはめつたに来られた人ですから、この機会にひとつお尋ね申し上げたい。

り、また機動的に近くところがある。つら／＼思うに、私も直接関係しておったのですが、あの大阪の吹田事件なんかでありますようか。互いに責任のなすり合いでああいうことになつたらどうなるか。「あれは違うよ」と呼ぶ者あり)そうじやないか……。(笑声)われくはどうしても警察がきわめて能率的に、経済的に、機動的に目標に向つて進むことが、もつと必要であると考えております。民衆と離反した警察をつくろうという考えは毛頭ないのであります。この警察法ができました後も、国民の協力を十分お願いしたい、こう私は考える次第であります。

○大矢委員 私は議論しようとは思いませんが、そういう具体的な問題についてはいろいろ意見があります。また実際的にも私はよく聞いておるから知つておりますが、日本の軍隊の責任を持つている木村さんには、警察のああい小さな問題を話したつてしようがない。(笑声)ただ一つ、今自治体警察を残してほしいという非常に強い意見があることは御承知でしようね。それから特に、あなたが生まれたところの選挙母体といいますか、選挙区の奈良市において、この間ラジオの放送討論会が街頭録音があつた。この参考資料を見てもわかるように、一人もあれがよいと言つておらぬ。自治体警察が一番いい、こう言つておる。それなのにあなた一人ががんばつても、それはもういけない。輿論を無視した政治というものはあり得ない。それを独断といふ。従つてこういうことになる。これは吹田事件のことだけじゃない。正月の二重橋の事件等も、みなそれはここで論議したことなんです。参考人も

○齊藤(昇)政府委員 ただいまおあげになりました税務官吏の中には特別司法警察官として、密造酒あるいは税関何かりりくつをつけて、しかも大きな改革をやろうとするときにはそらあるのですが、個々の問題は別として、いかにも輿論に對して感覺が薄いといいますか、特に郷土の奈良県の街頭錄音でもわかるように、あれほど反対のあるものを、まだその方がいいんだと独断されることについて、「私はもう一度考慮願いたい」と思います。これは意見ですから、答弁はよろしくうございます。

○中井委員長 木村国務大臣に対する御質疑はございませんか。——それで國務大臣に対する質疑は終了しましたから、御退席あつてよろしくうございます。

引続き大石ヨシエ君。

○大石委員 小坂さんに聞きましても、小坂さんは新米ですから、それで氣の毒でありますから、私は別の觀点から齊藤國警長官に質問いたします。それは齊藤さん、先ほど大矢先生、それから中井先生がおつしやいました通り輿論というものを無視しては眞の民主政治ではございません。そこでひとつ私が交換条件を出したいた。それはどういう交換条件を出すかと申しますと、自治体警察と國家警察と二つ置いてほしい。

そこでこれは私今思いつきであります、が、税務官吏というものは——酒、タバコ、アルコールの密造、これの逮捕権は大蔵省の者が持つておる。さようございますか、お教えを願いたい。

○大石委員 それから第二点、麻薬取締り、これは私は厚生省の事務官が持つておると思うが、いかがですか、お教え願いたいと思います。

○齋藤(昇)政府委員 厚生省の所管のもとにあります麻薬取締官というものは、ただいまの御意見通り、やはり麻薬に關係して取締り権限を持つております。

○大石委員 それから第三点、出入国審査官、これは管理庁が持つておりますが、やはり私は出入国に対する管理に対し、この人たちが逮捕権を持つておると思うのですが、いかがでございましようか。

○齋藤(昇)政府委員 入国管理局、たゞいま法務省の所管でございますが、入国警備官、これはやはり密入国有るいは出入国管理令違反の事案に対して取締りの権限を持つております。

○大石委員 しかばばパスポートのヴィザを検閲する。これは一体たれが検閲する権限を持つておりますが。

○齋藤(昇)政府委員 パスポートを持つて入国して来た場合というのは、これはやはり入国審査官が権限を持つております。

○大石委員 そうすると、パスポートを持っておつても、日本に入るのに、日本に入国するパスポートにヴィザがなければならぬ、それを検閲するのは外務省と違いますか、いかがですか。

○齋藤(昇)政府委員 ヴィザを与えますのは、日本の外務省、あるいは外務省の出先の大使館、公使館とかいうところでヴィザを与えます。このヴィザを

持つて入国しておるかどうか、外国から日本へ入つて来ますね、そのときにあなたは適法にヴィザを持つておりますかどうかといつて検閲するのは、これは入国審査官であります。

者に対しても、これは大日本海軍指揮官がおつておりますか。

○齋藤(昇)政府委員 これは一般警察官あるいは海上保安官等の一般の警察官取締権限を持つた者と、それから先は申しました入国審査官であります。

○大石委員 先ほどの一般警察官等と

○齊藤(昇)政府委員 これは法律違反でありますから、自治体警察の更員も、國家警察の警察官も、どちらも持つております。

○大石委員 それから山林があります。その山林を管理するため、盜伐を取締るために、山林主事というものが各府県におります。この農林省の人たちは一体どうなのですか。逮捕権を持つておるのですか。この点もお教え願いたいと思います。

○齊藤(昇)政府委員 国有林野あるいはその国有林野から生ずる產物等に關する罪でござりますけれども、これを盜伐するとか何とか、そういう問題につきましては、營林署の職員が特別司法警察官として取締りの権限を持つております。

○大石委員 すると、これは逮捕権を持つておるのですね。

○齋藤(昇)政府委員 持つております。

上保安庁、管区海上保安本部、水上警察、鉄道公安官、こういうようなものは区々別々に警察事務に携わつておる。こういうことは非常に煩雑であります。これは私は国警でこういう仕事をなさるのがほんとうであると思ひます。決して私は齋藤さんをひいきするではありませんよ。こうした逮捕権はあなたの方の国警に、全部今回の法案にお入れになつて、自治体警察を置いておきたい。この交換条件はいかがですか。御返事いただきたい。

○大石委員 それから海上保安庁と管区本部があります。この管区本部と海上保安庁とダブつた仕事をしておる。一昨日も言いました通り。それと水上警察、これはみなダブつておる。こういうようなものは私は国警に入れて、今度の法案の中に入れる、但し自治体警察は残す、この条件のもとにこれを一括して、そうして国家警察と自治体警察の二本建にしていただきたい。これはいやですか、好きですか、どうですか。

○齋藤(昇)政府委員 海上保安庁と水上警察の関係は、先般も申し上げた通りでございまして、これはそう簡単に處理できない問題であります。自治体警察と国家地方警察の二本建を府県警察の一一本建にかえるというのは、また別の理由で、普通の警察を、大臣もお述べになつておりますように、できるだけ日本の国情に沿うた、国民の信頼にもこたえられる民主的な警察にしたいという趣旨でありますから、これは振りかえるというわけには參りません。

○大石委員 実はよく研究しているのです。海上保安庁と管区本部と水上警察と三箇所へ行つて調べてみたのですが、三つがダブつておる。これを何とか国警に一つにかためる必要があると思う。これは私が実際痛切に感じておるのであります。舞鶴には海上保安庁がある。それからそして第八管区本部がある。水上警察がある。そうするとこの三箇所に行つて漁師は調べられる。これで私が非常に困つております。それで私はずつとこれを調べて來たんですが、

これは確かに筋書きにすへきておりま  
す。そしてして自治体警察は自治体警察  
としてあくまで残す。先ほどもう中井  
先生、門司先生からおっしゃいました  
から私はくどくしく言いませんが、  
こういうことをしますと、先日秘密会  
議で共産党のことを聞かしていただき  
ましたが、一体日本が今日負けたのは  
いわゆる防共協定、つまり日本、イタ  
リア、ドイツこの三国が共産党をな  
くしようじゃないかという協定のあと  
に、日本に遂に戦争に負けたゆえた。  
私はぜひ今回民衆の輿論を尊重して、  
自治体警察を置いていただきたい小坂  
さん、あんた新米ですけれども、ひと  
つよく考えていただきまして、せひと  
も國家警察と自治体警察と二つ置いて  
くださいますことを切にお願いたしま  
して私の質問は打切ります。どうで  
す、頼みますよ。

失は予定していなしのて、この法案についてしほ／＼御説明申し上げました  
ように、要するにこの法案は民主的な保障をまず第一にして、具体的に申しますと、公安委員会という良識ある機関があるのであります。この公安委員会が警察長を管理するのでありますのは、現在のように国警と自治警とが並存しておりますということとは、いろいろな点で運営上の円滑を欠く点もあるので、これはひとつ民主的な府県警察にしよう、こういうことなんであります。その間の連絡をよくいたしまして、しかも経費のかからぬようにする、経費というものをできるだけ削減して、日本の経済の事情は困難なのでありますから、そうした経費をできるだけ民生安定の諸経費にまわそうということで、独裁なんということは毛頭考えておりません。

するわけなんです。

○小坂国務大臣 独裁者が出たらどうするかというお話をですが、そういう仮定の問題に対しては、仮定をもつてお答えするよりほかないと思います。たとえば幽靈が出たらお前どうするか、私は科学的に幽靈というものは存在しないと考えておりますから、その場合どうすると言われても私は返事のしようが、ちよつとむずかしいと思います。

○石村委員 独裁ということは考えられない、こうおっしゃるのですが、しかし今まで独裁者といふものは、外国でも出て来るわけなんで、絶対に出ないという予想はできないと思います。だから今度の警察法といふものは、独裁者に非常に都合がいいようにできてるよう思はれなんですが、そういうふうに思はれないところをあげていただきたいというわけなんです。

○小坂国務大臣 私は今のお答えで足りておると思いましたが、重ねての御質問であります。が、まず第一に議会

根本であるという点を申し上げれば、われ／＼は何ひえに独裁者といふもの

は存在し得ないかと言つておるとい

うことのお答えになるかと思います。

○西村(力)委員 假定の問題でなく、事実で私は一つお聞きしたいと思うの

です。申すまでもなく、検察庁法の第十四条があるからといって、犬養さんの詰腹を切らしてまでも強引に押し切つた吉田総理の独裁ぶりといふものは、これは国民が全部憤慨しておると思う。しかもそれは形式的に十四条があるからやれるのだといふあいに逃げておるだけであって、實際は独裁その

ものである、私はこう思はざるを得ない。そういう現実の問題があつた。そ

れは国政の審議を促進するとか、ある

いは國際的な見地とか、さまざま言

います。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたわけではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけ

であります。それで、これは少し軽率だと

あります。けれども、新聞論調に批評して

おる通り、それは政府のためであり、ま

んです。そういうことがこの警察法の

仕組みで防ぎ得るかどうか。吉田さん

がああいうぐあいに一喝を食らわし

て、そして犬養さんが詰腹を切らなけ

ればならぬくあいに持つて行く、そ

ういう場合に、これを阻止する方法があ

るかどうか、そういう保障をこの警察

法のどこでやつておるか。それは公安

委員会が中間的にやつておるとかなん

とかおつしやるでしようけれども、そ

ういうことはどういわれ／＼は受入

れられないところに来ておる、かよう

と思つておけます。その点についてひと

つはつきりとお答え願いたい。

○小坂国務大臣 独裁者云々の保障に

ついてであります。が、まず日本国憲法

並びに国会の制度、並びにこの警察法

においては、公安部委員会制度といふも

のが民主的運営されるべく規定され

るのであります。そういう懸念がな

いと申し上げておるのであります。今

お話を検察庁法十四条の問題であります

が、あれば法務大臣が検察庁を指揮

するが、その当、不当というものは、

国会で認められればいい問題であります。

そういうことが独裁的に、いわゆ

る一人の意思をもつて當、不当までも

規律することができないようになつて

おるというのが、民主主義の社会だ、

は、日本の現在の憲法で行けば、独裁

者は出ない、仮定の問題だと言われ

ておりますが、これは私は少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたわけではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたわけではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたわけではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたわけではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたわけではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

やつたではない。それは圧力で

もつてやつたということになるわけで

あります。それで、これは少し軽率だと

思ひます。過去の歴史をひとつ考へてお

ります。と、犬養さんは前々から法務委

員会では、こういうことは話合いで、これを強引に執行しようとは思はない

い、そういうことは指揮権の逸脱であ

る、こういうことを言つておつた。そ

れからまたあの人の苦惱の状態をすつ

と見ておると、決してみずから進んで

を要求されております。それから三月の二日には人権擁護に関する過去三箇年間の事例を出してもらいたいということになつておりますが、これが二十六年度中の資料しか出でていよいよあります。従つて過去三箇年の分をひとつ――これは何か勘定いしたのではなくいかと思ひますが、三年前のものが出ておりまして、二十七年と二十八年が出ておりません。それから三月の五日には、私から、各自治体警察の今までの費用と府県の公安委員会の費用、これは単なる公安委員会の使つた費用であります。市町村の公安委員会の費用、この資料の要求をいたしております。これは出ておるようですが、これは単に市町村の公安委員会等の費用の関係であります。府県はもちろん警察費用はございませんので、これは市町村の公安委員会の活動状況月報をひとつ出してもらいたいということを要求をいたしておりますが、そのことのためには、一応書類の提出がございましたが、それは会議録ではございませんで、単なる会議録の目録みたいなものであります。ただ何日に会議を開いたということだけでありまして、出席委員の名前も書いてなければ何もないのです。こういうものは資料にも何もなりません。われわれの聞きたいと思うのは、今までの公安委員会がいかなる形で開かれたかということでありまつす。仄聞するところによりますと、委員会に二人ぐらいしかお出にならぬときがある。公安委員会に二人ぐらいしか出でないときに、可否同数になつ

た場合には、結局今度の委員会では委員長が決することになつておりますかから、この点詳細な、従来の行き方を見たいと思つておるのに、そういうことがちつとも書かれていない、こういうふざんなものではなく、もう少し会議録らしいものを書いてもらいたい。國家の治安の一番大元の公安委員会に、会議録がない、というような不都合な話はないと思う。ぜひひとつ出してもらいたい。それから同じ日に国警と自治警の費用の資料を大矢委員から要求されております。同じ日にやはり藤田君から、国警と自警との能率に関する各々の費用を出したのであります。たとえば自動車免許に関する実際の車従者数、あるいは件数等の比較というふうに書いております。それから四月の十四日には私から、国家公安委員会の責任の明確化が期されていかなかつた、といふ実例を示してもらいたいという要求をいたしておりますが、これらは資料は出ておりません。それからさらく四月の十七日に、いわゆる市町村の寄付行為に關する資料を要下さいといふ要求をいたしておりますが、市町村が国家地方警察に寄付いたしましたその資料がまだ出ておりません。これらの資料をいたしておりますが、市町村が国家地方警察に寄付いたしましたその資料がまだ出ておりません。これらの資料をいたしておりますが、市町村が国家地方警察に寄付いたしましたその資料がありとして要求した資料でございまして、当局は責任を持つてすみやかに提出をしていただきませんと、われくの審議の過程において、われくが必要なので、当局は責任を持つてすみやかにこの資料の提出を委員長からお願ひをしていただきたいと思います。

懲罰事例、これをひとつ出してもらいたいと思います。これはずっと長い期間にわたってのもので、お願いしたいと思います。

○中井委員長 それは国警、自警両方面にわたっていますね。

○西村(力)委員 両方できるだけお願ひたい。できないならば、国警だけでもけつこうです。

○中井委員長 今の西村君の御要求は、できるならば両方がいいが、もしうきなければ国警だけでよろしい、という趣旨であります。それから今の門司君から御要求になつたあの問題はいかがですか、準備はされておりますようだ。

○齋藤(昇)政府委員 準備をいたしております。ただいまお読み上げにならなかった部分を、もう一度検討いたしました。急速に出すようにいたしないと困ります。大部分お出しをいたしておきますが、若干取違えておつたところがあるかと思いますから……。ただ今おられたという、世界各国の警察の能率比較とかいうのは……

○門司委員 世界各国という言葉があれば間違つておりますて、ここに全國と書いてありますので、日本全国の各地のものであります。

○齋藤委員 本委員会における警察法案法に関する審議も、各委員の熱心な御審議によりまして、よほど進行したよろしく考へるのであります。この辺で二法案に対する総括質問を行なわまして、次の段階に進まれんことを希望いたします。

○中井委員長 お伺いいたしますが、今の趣旨は、一応総括質問は打切

て、逐條審議に入ると少く趣旨と別離するのでござりますか。

○鷹尾委員　さようでございます。

○門司委員　國警の長官に来ていただいたに申しまして長い間審議いたしておりますが、しかし審議の過程から申し上げますと、大養大臣の出席がきめで悪つたのであります。従つて総括質問に申し上げましても、大体説明員を対象としたことが非常に長かつたのであります。それから小坂さんにおかれましては、塙田長官の出席を求めたままで、なつてから、あまり総括質問というものはなされていない、というのが実情だと思います。、私自身といたしましては、塙田長官の出席を求めたままで、その後大養さんとに聞いておりませんので、実際は相当総括的のものでなければならぬと思ひます。しかし審議はかなり長く行われておりますので、次の段階に移ることに私ども必ずしも反対はいたしませんが、しかし問題によりましては、やはり大臣が出て来ていただきませんと、結局つえてどうにもならない事態が必ず生ると思います。従つて大臣にはだけ毎日出席していただきます。そして十分審議が行われるよう御配慮をおきたいと思います。

それから同時にお願ひしておきまことは、——これはこの際に委員会にお願いすることでありますか、こか、あるいは地方自治法の改正を行なうべきではないかと考へておきまことに私はなります。改定されますが、この委員会で私からも申し上げましたように、自治府の関係の法律を整理しますが、この警察法を審議いたしますには、先づた法令をいろいろ改定されおりま

が、そののちに日本政府の閣僚として、  
ど入つております。従つて現行自  
治法と新しい警察法との関連性があり  
ますので、自治法の改正が政府当局に  
いて用意されているとするならば、  
れも警察法の審議の終らないうちに  
すみやかにここに出してもらいま  
すて、わざくはやはりそれに対する  
疑を行つて行きたい。そして警察法  
改正は警察法の改正として、各方面  
に完璧を期して行きたい。警察法の  
正を怠いだまゝ、自治法の改正の  
きにそれらの意見といふようなも  
が、まったく無視されるようなこと  
あつてはならないと思ひますので、  
員長からひとつ自治庁の方に督促を  
いただきました、地方自治法の改  
案を今国会中に提出するというな  
ば、すみやかにそれを出していただき  
まして、警察法の審議に便宜を与え  
いただきますようおとりはからいを  
この機会に願いたいと思ひます。  
○中井委員長 お答へいたします。

まら旨し。にてま、自 てきら正し委がのと改かの質し・こおま治  
いの議論でし

たいたい。そういう見解を委員長としてはとられませんか。

○中井委員長 お答えいたします。自治法と警察法の問題がきわめて緊密な関係にあることは申し上げるまでもございませんが、これが不可分の関係にありということを申し上げてよろしいかどうかは、ひとつ研究いたしました上、お答えすることにお許しを得たいと思います。

○石村委員 小坂さんにお願いですが、委員長は勉強してと言われたが、出席も勉強していただきたいのですが、法案もよく勉強して御答弁願いたいのです。にわかにお引受けになつたので、これまでのところはあるいはやむを得ないかもしませんが、答弁を聞いておると吉田さんみたいな答弁が多くて困りますので、その点もよく御勉強願いたいと思います。

○小坂國務大臣 しかと心得ました。

○中井委員長 それでは本日をもつて警察兩案に対する總体質問は終了いたすこととし、次回よりは逐条審議に入ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、さように決定いたします。  
明日は午前十時半より開会をいたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十二分散会